

紀美野町第2回定例会会議録

平成23年6月17日（金曜日）

○議事日程（第6号）

平成23年6月17日（金）午前9時00分開議

- 第 1 議案第34号 紀美野町税条例の一部を改正する条例について
 - 第 2 議案第35号 物品購入契約の締結について
 - 第 3 議案第36号 平成23年度紀美野町一般会計補正予算（第1号）について
 - 第 4 議案第37号 平成23年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
 - 第 5 議案第38号 平成23年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
 - 第 6 議案第39号 平成23年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第1号）について
 - 第 7 陳情第 1号 長谷地区集会所の改築について（委員長報告）
 - 第 8 議員の派遣について
 - 第 9 閉会中の継続調査の申し出について（総務文教常任委員会）
 - 第10 閉会中の継続調査の申し出について（産業建設常任委員会）
 - 第11 閉会中の継続調査の申し出について（議会運営委員会）
-

○会議に付した事件

日程第1から日程第11まで

○議員定数 14名

○出席議員

議席番号	氏名
1番	七良浴 光 君
2番	町 田 富枝子 君
3番	田 代 哲 郎 君
4番	小 椋 孝 一 君

5 番 北 道 勝 彦 君
6 番 向 井 中 洋 二 君
7 番 上 北 よ し え 君
8 番 伊 都 堅 仁 君
9 番 仲 尾 元 雄 君
1 0 番 松 尾 紘 紀 君
1 1 番 杉 野 米 三 君
1 2 番 美 野 勝 男 君
1 3 番 美 濃 良 和 君
1 4 番 加 納 国 孝 君

○欠席議員

な し

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	寺 本 光 嘉 君
副 町 長	小 川 裕 康 君
教 育 長	橋 戸 常 年 君
消 防 長	家 本 宏 君
総 務 課 長	井 上 章 君
企 画 管 財 課 長	増 谷 守 哉 君
住 民 課 長	牛 居 秀 行 君
税 務 課 長	中 谷 嘉 夫 君
産 業 課 長	岩 田 貞 二 君
建 設 課 長	山 本 広 幸 君
会 計 管 理 者	平 松 泰 清 君
総 務 学 事 課 長	中 尾 隆 司 君
教 育 次 長	
生 涯 学 習 課 長	新 田 千 世 君

保健福祉課長 山 本 倉 造 君
水道課長 南 秀 秋 君
地籍調査課長 温 井 秀 行 君
美里支所長 尾 花 延 弥 君
会計課長 西 切 博 充 君
代表監査委員 向 江 信 夫 君

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事務局長 大 東 淳 悟 君
書 記 中 谷 典 代 君

開 議

○議長（加納国孝君） それでは規定の定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

○議長（加納国孝君） 本日の日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 議案第34号 紀美野町税条例の一部を改正する条例について

○議長（加納国孝君） 日程第1、議案第34号、紀美野町税条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

3番、田代哲郎君。

（3番 田代哲郎君 登壇）

○3番（田代哲郎君） この条例について、私の理解している範囲でまとめますと、第22条、東日本大震災にかかる雑損控除額等の特例ということで、納税者の選択によって、東日本大震災による損失が平成22年度に発生したものと見なし、雑損控除の適用を平成23年度の個人住民税より受けることができるということ、控除し切れない損失額についての繰越は、現行は3年なんですけど、5年繰り越すことができるということが第2点と、第3点は生計を一にする配偶者やその他の親族、これは適用を受ける年の所得金額が38万円以下の人という縛りがついてますけども、そういう人が所有する住宅や家財道具などについて生じた損失額に対しても適用することができるということ、それから後、適用を希望する人は申告手続きをなささいという申告手続きが載せてあるわけですけど。

第23条、東日本大震災にかかる住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例ということで、住宅ローン控除の適用を受けていた住宅が、東日本大震災によりなくなった場合でも、控除対象期限の残りの期間について、引き続き住宅ローン控除の適用ができるというものだというふうに理解しているんですが、一つは申告の際に罹災証明というのが必要なかどうか。今のところ、町内に対象者はないということですが、周知の方法はどういうふうにするのか。その2点について、お伺いします。

以上です。

（3番 田代哲郎君 降壇）

○議長（加納国孝君） 税務課長、中谷君。

（税務課長 中谷嘉夫君 登壇）

○税務課長（中谷嘉夫君） 田代議員の質疑について、答弁いたします。

罹災証明については必要であります。周知についてですけれども、これについては、今のところ各地で報道関係でできていると思っております。

先ほど言われましたように、個人住民税の賦課期日ということで、1月1日現在の住所地となるということで、現在町にはないと思います。しかし、東日本大震災の被害者等が転入されて、平成24年1月1日以降、町内に住所を有する方ということであれば適用されると思います。

以上、簡単ですけれども、答弁とさせていただきます。

（税務課長 中谷嘉夫君 降壇）

○議長（加納国孝君） ほかに質疑ありませんか。

13番、美濃良和君。

（13番 美濃良和君 登壇）

○13番（美濃良和君） 今、田代議員の質疑、それからこの条例文を見ていたんですけれども、平成22年においてということになってますね。今、田代議員のは平成22年度で、この質疑をされておったと思うんですけれども、税というのは1月1日から12月31日ということですので、平成22年に起こった災害というこの条文は適用されるのか。これについて、確認をしておきたいと思えます。

（13番 美濃良和君 降壇）

○議長（加納国孝君） 税務課長、中谷君。

（税務課長 中谷嘉夫君 登壇）

○税務課長（中谷嘉夫君） ただいまの美濃議員の質疑にお答えしたいと思います。

平成22年度と言われたということですが、平成22年度でなくして、平成22年に発生したということの御理解でお願いしたいと思います。

（税務課長 中谷嘉夫君 降壇）

○議長（加納国孝君） 13番、美濃良和君。

○13番（美濃良和君） 災害があったのが、平成で言うならば平成23年3月1日でしたね。これを平成22年において生じたということでもありますけれども、平成22年というのは、要するに平成22年のうちにあった所得に対するというふうなことで

理解してよろしいんですか。

○議長（加納国孝君） 税務課長、中谷君。

○税務課長（中谷嘉夫君） はい、そうです。3月11日に震災が発生していますが、平成22年中に生じた損失ということで、平成22年1月1日から平成22年12月31日までに発生したものとみなすということで、前倒しということで御理解いただきたいと思います。

○議長（加納国孝君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで質疑を終わります。

これから議案第34号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第35号 物品購入契約の締結について

○議長（加納国孝君） 日程第2、議案第35号、物品購入契約の締結について、議題とします。

これから質疑を行います。

3番、田代哲郎君。

（3番 田代哲郎君 登壇）

○3番（田代哲郎君） 購入については異存はないんですが、1つだけ懸念するのは、今、消防の広域化ということが進められております。町が所有する機材とか備品というのが広域化された場合、その所有権が広域化消防組合に移るといふように私は理解しているんですが、そういうふうになるのでしょうか。そのところだけお願いします。

(3番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 消防長、家本君。

(消防長 家本 宏君 登壇)

○消防長 (家本 宏君) 田代議員の御質疑にお答えいたします。

消防の広域化に関しましては、先だつての一般質問におきましても御答弁をさせていただいたとおり、現在紀北地域の5消防本部が1つになるというふうな形の中で進行している最中でございます。もし実現するとなれば、広域的な一部事務組合の消防が誕生することになりまして、当然のことながら、所有権というのは組合消防の所有という形になるものと考えられます。

以上、答弁とさせていただきます。

(消防長 家本 宏君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 3番、田代哲郎君。

○3番 (田代哲郎君) そうなつた場合に、機材をどの自治体に配備するかということも、消防組合の権限になるというふうに理解するんですが、そうなつた場合に、例えば我が町には救急車が高規格で3台、そのうちの1台は動く救急室と呼べるぐらいに優れたものであるというふうに理解してますし、先般からレスキュー車とかポンプ車も、かなり高性能のものを購入した。というのは128平方キロというのは非常に広いので、駆けつけたときに、できるだけたくさんの仕事ができないとだめだということで、そういう機能の優れた機材が必要だというふうに私は理解しているんですが、そういう場合に例えば紀北全体を見回して、救急車が3台もあるのだったら、薄いところへ配備してもらえないかとか、そういうことが起こる可能性というのはあるのかどうか。その辺についての考えをお聞かせ願います。

○議長 (加納国孝君) 消防長、家本君。

○消防長 (家本 宏君) 田代議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

議員御心配されております紀美野町消防本部で所有しておる車両の動向でございますが、あくまでも現在のところは消防本部の担当者間における協議でございまして、正式な協議ではございませんが、その中における申し合わせ事項として、現存する消防署に現在の車両を配備するといったような形の中で話は進んできております。そういったことからしますと、以前にも御説明させていただきましたとおり、当地域の実情に則した車両を購入いただいているといったような形からも、絶対的とは申し上げるわけにい

きませんが、できる限り現存する紀美野町消防本部の車両は紀美野町に保有するといったような形で進めていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（加納国孝君） ほかに質疑ございませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで質疑を終わります。

これから議案第35号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第36号 平成23年度紀美野町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（加納国孝君） 日程第3、議案第36号、平成23年度紀美野町一般会計補正予算（第1号）について、議題とします。

これから質疑を行います。

4番、小椋孝一君。

（4番 小椋孝一君 登壇）

○4番（小椋孝一君） 1点だけお伺いしたいと思います。

16ページの過疎集落再生の活性化支援補助金ということで、先般説明を受けた真国地区の活性化を何とか図っていききたいというお話であったろうかと思えますけども、こちら辺もうちょっと具体的に、真国の集落はこういう形になってこうなります、だからこう使いたいと、県の補助金で、先般も和歌山放送で放送されてましたけども、もう少し具体的にどんな形でやられるのか、再度お伺いしたいと思います。

（4番 小椋孝一君 降壇）

○議長（加納国孝君） 企画管財課長、増谷君。

（企画管財課長 増谷守哉君 登壇）

○企画管財課長（増谷守哉君） 小椋議員の過疎集落再生活活性化支援補助事業の613万7,000円の事業でございますが、この事業の詳細についてという御質疑でございますので、そのことについて、御答弁させていただきたいと思っております。

この事業につきましては去年から始まった県の新しい事業でございます。従来の個別の集落や町全体として取り組む事業とは異なり、住民生活の一体性を持つ集落群を1つの生活圏として考える新たな概念のもと、地域住民、またはNPO団体、この実施母体により、生活圏で行う集落の再生、または活性化に資する取り組みに対して、県が補助を行う事業でございます。

今回補助額、613万7,000円につきましては、真国地区住民とリラ創造芸術高等専修学校でつくる真国まちづくり会が行う、芸術を核とした住民主役の集落づくりという事業に対して、県が全額補助を行うものでございます。この事業は地域住民、農家、真国地区住民、またリラ創造芸術高等専修学校の皆様が取り行い、参加することとなっております。また、この中には大阪よりIターンで来られた方も参加するという形となっております。

この事業につきましては、遊休農地を活用した真国農園での取り組み、また旧JA真国支所の倉庫を活用した真国アートカフェの運営など、将来にわたって地域に活力をもたらす事業の内容となっております。

このような事業を今年平成23年度から3年間、平成25年度まで実施するというところで、予算的には九百数十万円の金額ということで、現在計画を上げているところでございます。

以上でございます。

（企画管財課長 増谷守哉君 降壇）

○議長（加納国孝君） ほかに質疑ありませんか。

3番、田代哲郎君。

（3番 田代哲郎君 登壇）

○3番（田代哲郎君） それではまず歳入からお伺いします。

まず歳入部分で、12ページに14款、国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金ということで、1節、総務費補助金で、市町村合併推進体制整備地域補助金、2,48

3万5,000円が当初予算全額の減額補正となっております。この補助金はどんな事業に充当されていたのか、お伺いします。

3目、衛生費国庫補助金、同じページだと思います。女性特有がん検診推進事業補助金、77万3,000円全額の減額補正で、がん検診推進事業補助金、121万7,000円を新規に計上されています。制度の変更という説明だったんですが、その詳しい内容について、お伺いします。

15款、県支出金ですが、2目、民生費県補助金、13ページです。社会福祉補助金で緊急雇用創出事業臨時特例基金補助金、396万円は、当初予算全額の減額補正となっております。これは不採択という説明だったんですが、17ページに移っていただきまして、歳出の3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費、7節、賃金で396万円、これも全額の減額補正となっております。これは地域ふれあいサロンコーディネータとか、高齢者見守りの訪問看護師の賃金だと理解しているんですが、コーディネータとか看護師の身分はどうするのか。雇いどめということになるのか。その辺についてお伺いします。

次に歳出に移ります。

15ページに戻っていただきまして、2款、総務費で総務管理費、1目、一般管理費で13節、委託料、試験委託料として21万円を計上されています。試験の委託先とか委託の理由などについて、お伺いします。

19ページに移っていただいて、3款、民生費です。3項、災害救助費、1目、災害救助費ということで、3節、職員手当等災害による他自治体への派遣手当、2万4,000円と時間外手当、12万8,000円を計上しています。これは非常に大変な苦勞をされていると聞いているんですが、派遣手当は町職員特殊勤務手当条例第13条により1日1,000円と決めているのですが、この程度の支給なのかどうか、お伺いしたいと思います。

5款、農林水産業費は21ページです。農業費、農業総務費、19節、負担金、補助及び交付金で和歌山地方農村青年交流促進協議会、3万4,000円、和歌山地方総合農政推進協議会、8万1,000円が新たに計上されています。2つの協議会の目的や活動の内容についてお伺いします。

同じく21ページ、農業振興費で、負担金、補助及び交付金、農作物鳥獣害防止総合対策事業補助金、515万7,000円を計上されています。当初予算に農作物鳥獣害

対策強化事業補助金となっているんですが、424万6,000円、この事業とは別の事業なのかどうか、お伺いします。

環境保全型農業支払交付金、8万4,000円を計上されていますが、この交付金の目的等についてお伺いします。

22ページの林業費です。林業総務費、8節、報償費で、地域おこし協力隊員当初予算で192万円に144万円の補正です。地域おこし協力隊員の活動状況について、お伺いしたいと思います。

同じページの19節、負担金、補助及び交付金で、まちづくり推進協議会補助金、60万円を補正しています。補正して取り組む事業について、お伺いします。

7款、土木費、24ページです。道路橋梁費、2目、道路橋梁新設改良費で、委託料として、柴目川・長谷川改良事業測量設計委託料、120万円の計上です。この間も産業建設委員会でも申し上げたんですが、近年、小さな小川にも源氏ボタルが発生するという、それもちょっとずつふえているという現象が起こってまして、非常にいいことだと思っているんですけど、柴目川とか長谷川でも発生して、見かけるようになっています。河川の改修は必要なことなんですが、自然環境との調和というんですか、そういう配慮を十分に熟慮してほしいと思うんですが、その点についてお伺いします。

15節、工事請負費、町道南線改良工事、500万円は、当初予算の全額の減額補正です。下に町道芝崎2号線改良工事として、同じく500万円を新たに計上しています。多分こっちはだめやから、こっちに振りかえようかということだと思うんですけども、この経緯についてお伺いします。

以上、よろしくお願ひします。

(3番 田代哲郎君 降壇)

○議長(加納国孝君) 総務課長、井上君。

(総務課長 井上 章君 登壇)

○総務課長(井上 章君) 田代議員の質疑、1点目の国庫補助金の市町村合併推進体制整備補助金の充当先でございます。これは山畑地区集会所の事業への財源ということでございます。

2点目の13ページの緊急雇用の歳出ですが、これにつきましては事務補助という形の中で、いろんな事務の補助、あるいは書庫の整備等のもので、コーディネータ等ではございませんので、御理解いただきたいと思います。

15ページの職員採用試験の委託先でございますけれども、東京にあります全国の新規採用のセンターがございまして、そこに委託をいたしまして、採用試験の内容、あるいは資料等をいただくもので、理由につきましては、全国共通の様式によりまして平等に試験を行うと、こういうことのもとで委託をしておるところでございます。

19ページの災害派遣の関係でございますけれども、議員御指摘のとおり、派遣による特殊勤務手当ということで、お認めをいただいている手当でございます。あとまた災害にかかる旅費、あるいは時間外手当等の費用を計上させていただいております。

(総務課長 井上 章君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 保健福祉課長、山本君。

(保健福祉課長 山本倉造君 登壇)

○保健福祉課長 (山本倉造君) 私のほうから、女性特有がん検診推進事業が、がん検診推進事業に変わった点について、お答えします。

従前の女性はそのままにして、大腸がんがプラスされました。大腸がんの対象といたしましては、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の皆様にクーポン等を発行して、受診勧奨をしていくということでございます。

以上です。

(保健福祉課長 山本倉造君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 産業課長、岩田君。

(産業課長 岩田貞二君 登壇)

○産業課長 (岩田貞二君) 私のほうから21ページ、19節、和歌山地方農村青年交流促進協議会、これについてまず、農業青年と都市とを、地域生産農産物とか伝統文化を体験して農業の理解を求めていくという会がございまして、それに対する負担でございます。

続いて和歌山地方総合農政推進協議会、これは和歌山地方の農政のゆく末を調整するということで、耕作放棄地や病害虫、農薬害とか、そういうことを話し合う会でございます。それに対する負担金でございます。

続いて同じページの3の農業振興費の中の19節、農産物の鳥獣害防止対策事業補助というものですけれども、議員のおっしゃられるように、強化事業という名前が、平成23年度から総合対策事業という名前に変わりました。それに伴って、平成22年度まで

は2戸以上というグループの規定がございましたが、本年度から2戸というのがなくなりまして、1戸でもいけるということで、かなりの要望があったということです。

22ページの林業総務費の8節の地域おこし協力隊の活動状況ですが、平成22年度の活動状況としましては、相談件数187件、案内件数103件、定住された方が5組、人数にして8名という実績でございます。量的にも年々ふえてきておりますので、それに伴って人員を一人加えたいということで要望しております。

林業総務費の19節、まちづくり推進協議会でございますが、目的としましては、町内にある施設を利用して、イベントや体験を通じて町内外の人々と交流を深め、魅力あるまちづくりを展開しようという目的でございます。

今回平成23年度では、3つのイベントを計画しております。1つ目が、文化センターで地元アーティストによるコンサートということを用意しております。2番目に、生石高原を散策しようというイベントも考えております。3つ目として、歴史発見部会から、高野の参道などを歩こうというようなイベントをしようということで、町内外の人々と交流を深めていこうということで計画しております。

環境型農業直接支払制度についてですが、エコファーマーと、前にも聞かれていたかと思うんですけども、れんげを植えたりして無農薬野菜とかという、その事業に対する補助なんですけども、エコファーマー認定を受けている農業者ということになっております。紀美野町では2.1ヘクタールがエコファーマーの認定を受けている面積でございます。それに対して、1反当たり8,000円の補助をもらえるということでございます。

以上です。

(産業課長 岩田貞二君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 建設課長、山本君。

(建設課長 山本広幸君 登壇)

○建設課長 (山本広幸君) 私のほうからは24ページの道路橋梁新設改良費の中の13節、委託料でございます。先ほど、田代議員のほうから、柴目川や長谷川についての改修について、ホテル等がなくなならないような自然環境に優しい工法ということでございました。この前の委員会でも説明させていただきましたけれども、今回の改修工事につきましては、河川の両護岸を広げて川幅を広げるというような工事になっております。その護岸ブロックにつきましては、言われるように自然に優しいもので、ツルッ

としたコンクリートブロックではなしに、気泡がついたような、自然の生物が生息できるようなブロックを利用しまして計画するようになっております。

河床につきましては、コンクリートを張るようなことはございません。そのままの護床でございますので、自然の生物がそのまま共存できるような配慮をした計画となっておりますので、よろしく申し上げます。

15節の工事請負費ですが、町道南線改良工事、500万円の工事費の減額となっております。それにつきましては、当初予算で500万円の工事費を計上していただきましたが、その500万円を建物とか用地賠償費に、その下の17節と22節の中にも補正をさせていただいていますが、500万円をそのほうへ回していただき、それで事業進捗を図っていきたいと思っております。

その下の町道芝崎2号線が500万円の補正をしているので、そのほうに回されたという見方をされたと思いますが、芝崎2号線につきましては、平成22年度で測量試験費をいただきまして、もう完了しております。それで今回500万円をお願いしまして、改良工事を行いたいと思っております。

以上でございます。

(建設課長 山本広幸君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 3番、田代哲郎君。

○3番 (田代哲郎君) 1点は衛生費補助金のがん検診の内容についてですが、大腸がん検診を加えたということで、40歳から5歳飛びで、検診の内容というんですか、現在のがん検診で町が無料でやっているのは検便だけですけれども、何か特別な5歳ごとに注腸透視とか、そういうことを含むのか、大腸ファイバーまでは含んでないと思うんですけれども、注腸透視ぐらいはレントゲン検査を含むのか。その点についてお伺いします。

19ページの民生費の災害補助救助費ですが、町の条例によると、こういう場合の派遣は1日1,000円の派遣料で、あとは交通費と時間外手当となっているわけですけれども、時間外手当も通常の基準法の範囲内で支給される時間外手当によるものかどうか、その点も重ねて聞かせてほしいと思います。

21ページの農業振興費で、環境保全型農業直接支払交付金ということで、エコファーマーの認定を受けていれば補助が受けられるということですが、さっきの答弁の中にならば農法というのもし入っていたんですけれども、れんげを植えることで農薬を減らした

りということでも認定を受けられるようになっているのかどうか。その辺、詳しい専門的なことがわからないので教えてください。

○議長（加納国孝君） 保健福祉課長、山本君。

○保健福祉課長（山本倉造君） 大腸がん検診のやり方ですが、従来と同様のやり方でございます。

○議長（加納国孝君） 産業課長、岩田君。

○産業課長（岩田貞二君） 観光保全型農業直接支払交付金についてですが、先ほど議員おっしゃられましたように、れんげとかを植えて、その認定を受けて、販売を目的としている場合は補助を受けられるということです。

以上です。

○議長（加納国孝君） 総務課長、井上君。

○総務課長（井上 章君） 田代議員の災害派遣の時間外手当についてでございますけれども、これも規定どおりということで、お支払いをしておるところでございます。

以上です。

○議長（加納国孝君） 3番、田代哲郎君。

○3番（田代哲郎君） 災害派遣の件なんですけど、条例でそういうふうに規定されているので、それ以上のことはできないのだということだと思っておりますが、我が党も陸前高田市と大船渡市に継続的にボランティアを募って、救援の支援にずっと行ってるんですけど、この7月にもまた行く予定なんですけど、話に聞くと、かなり状況は過酷だと。第一、においがすごい状況やし、非常に大変な状況で、多分町から派遣された人たちも大変苦勞されていると思うんですけど、そういう場合に素人考えなんですけど、税でも特例があるから、今回の場合だけでも、もっと時間的に長く続くと思うので、ほとんどの職員の方がそういうことにかかわっていくと思うので、何らかの特例措置を講じることができないのかどうか、その辺の考えだけ聞かせてほしいと思います。

○議長（加納国孝君） 総務課長、井上君。

○総務課長（井上 章君） 田代議員の3回目の御質疑でございます。田代議員のおっしゃることも重々承知をしておるところではございますけれども、現行はそういう形の支給方法ということをして現在とっておるところでございます。

そういうことで職員が他の市町村に行き、そしていろんなことを学習する、研修する機会でもございます。そういう気持ちの上で、本当にしっかりと持って、またそうい

うことを今後のことに役立てたいと。そういうところで派遣をしているところでございますので、御理解をいただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（加納国孝君） ほかに質疑ございませぬか。

13番、美濃良和君。

（13番 美濃良和君 登壇）

○13番（美濃良和君） それでは何点かについて、お伺ひしたいと思ひます。

1つは12ページの歳入の部分でございますが、1番上の12款の分担金、補助及び負担金の中で、小規模土地改良事業分担金、169万円と、これは水路の補修に関するところのものですね。いろいろと、まちおこし云々のところがあるのございませぬけれども、これから何と言つても食料の問題が、東日本の大震災においても、これから農地がどうなっていくのか、そういう大変な問題になつてまいりますし、これはもう世界的にだんだんと農地が減つていると。ひるがえつて私たちのこの町を見ていった場合に、産業というのは大変厳しいことになつてきているわけございませぬ。

そういうような中で、大変厳しいんですけれども、町の産業を起こしていくという点で、今、水稻です、そのところで棚田が多いところと思ひます。また、今回の補修のところは、割に低地のところが多いと思ひますが、何にしても現在放棄されている休耕田が多くなつていゝ中で、耕作をする方が少なくなつていゝと。水路がなければ当然稲はできないわけございませぬけれども、そうなつた場合、小規模の、要するに少なくなつた農家が、何キロという水路を保持するといふことは大変なことになつていゝと思ひます。169万円といふのは工事額の15%と、こういうふうになつていゝようでありませぬけれども、15%といへども、件数が少なくなれば負担が多くなります。そういうことで、この15%といふことについての数字です、見直しをする必要があるのではないかと。この辺についてはどうであるのか、お伺ひしたいと思ひます。

先ほど田代議員も聞いておられましたが、15ページの試験です、合併で交付税が減額されると。何遍も言うように、合併は交付税を減らすために国がやつてきたもので、それが最大の目的だつたんですけれども、受けて県なり、特に市町村ですけれども、合併したところでは、その対応として職員を減らさなければならぬと、そういう矛盾になるわけですが、それに対して、そう簡単に仕事が減るといふことにはならぬ。そういうことの中で、うちの町は4人減れば1人採用するといふ、たしか計画だつたと思

います。今回この試験は何人の方を採用する、どういう部門のところに採用する目的であるのか、お伺いしたいと思います。

次に、16ページで財源を変えた自治振興費ですね。集会所。3,180万円という金額になっておりますけれども、何人の人が入る集会所かわかりませんが、ちょっと大きいなというふうに思うんですよ。この内訳について、お伺いしたいと思います。

その下の防災諸費の中で工事請負費の消火栓等の設置工事、これについて説明をお願いしたいと思います。

臨時雇用がその下の民生費、1番下の民生費の国民年金事務費で134万2,000円と、もう1件は作業員として、21ページの地籍調査の中で上がっております。何にしても先に言いましたように、事務関係の職員というのは、合併の結果として、以前の決算のときに申しましたけども、同じような仕事を正職員と臨時職員がしているようなことになってないのか。そののところ、きちんと明確になっているのか。その辺の仕事の内容について、お伺いしたいと思います。

1枚めくっていただきまして、18ページの社会福祉費の中の10目の長谷毛原健康センターの11万7,000円、初日の説明では、ボイラーの修繕というふうに言われておりましたけれども、これについて、御説明をお願いしたいと思います。

建物が違っているので、きのう事前に聞きに行けなかったんですが、民生費の中の児童福祉費の保育所費なんですけど、今回は28万2,000円で冷蔵庫が上がっておりますけれども、保育所でのほかの要望はないのか、これだけでやるのか、確認をいたしたいと思います。

災害救助については田代議員のほうで質疑もございましたし、ボランティアか仕事なのかという点がちょっとわからんですけれども、今回はこれを置いておきます。

26ページと27ページで学校の教育の予算があります。26ページの小学校費、ここでは電話の取りかえの予算が6万3,000円、備品購入費として上がっておりますけれども、ほかにこの要求についてはどうであるのか、お伺いしたいと思います。

その下の中学校費、ここでも電話の取りかえということで45万円が上がっておりますけれども、賃金として公務員が27万3,000円、これについてはどこの学校であるのか、お伺いしたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

(13番 美濃良和君 降壇)

○議長（加納国孝君） 建設課長、山本君。

（建設課長 山本広幸君 登壇）

○建設課長（山本広幸君） 私のほうからは12ページの分担金のほうで、農林水産事業の分担金でございます。議員が言われるように、小規模土地改良事業の分担金でございます。大変耕作者が減って、今、水利組合等は水路の管理や用水の確保に苦慮しているのが現実でございます。それを踏まえてですが、町の負担としましては55%、県が30%の負担を行っている中で、どうしても地元15%ぐらいは負担をしていただかなければ、とても町の財政がもっていかないというような状態でございます。

平成18年の合併時には旧美里では負担金が65%となっておりました。その時、調整しまして15%と決めたことでございます。そのような経緯もある中で、当面はこの15%を負担していただくようなことになると思います。

以上でございます。

（建設課長 山本広幸君 降壇）

○議長（加納国孝君） 総務課長、井上君。

（総務課長 井上 章君 登壇）

○総務課長（井上 章君） 美濃議員の2点目の職員の採用試験について、本年何人採用かということでございます。現在採用人数、あるいは職種については検討中でございますので、御理解いただきたいと思っております。

16ページの自治振興費の工事費等の内訳でございますが、造成で約1,000万円、建設で1,995万円、測量試験ということで107万円、事務費として85万3,000円というような形の事業費でございます。

同じく16ページの工事請負費で消火栓の設置でございます。これにつきましては以前、消火栓があったところが、工事の関係でボックスのみで、実際消火栓として使えない状況であるという中で、新しく新設をするものでございます。

臨時の方と正職員の方が仕事上明確であるかどうかということでございます。事務的なことであれば正規の職員が責任が重いとか、臨時の方はないとか、そういうことではないのですが、そういうような重みにも違いがあるかと思っております。

以上でございます。

（総務課長 井上 章君 降壇）

○議長（加納国孝君） 保健福祉課長、山本君。

(保健福祉課長 山本倉造君 登壇)

○保健福祉課長(山本倉造君) 美濃議員の18ページ、長谷毛原健康センターの修繕料でございます。ボイラーの修理でございます、ボイラーのポンプと配管の修理でございます。

保育所の備品の件でございますが、1年間を通して、その年に必要なものをすべて当初に上げていくというのが本来ではございますが、機械物とか、そういうものは修繕が必要な時期というのが突然出てくることもありますので、今後もそういう事態が生じましたら、その都度お願いしていきたくと思っています。

以上です。

(保健福祉課長 山本倉造君 降壇)

○議長(加納国孝君) 総務学事課長、中尾君。

(総務学事課長 中尾隆司君 登壇)

○総務学事課長(中尾隆司君) 私のほうからは小学校費の関係で、26ページの小学校費の18節、備品購入費で6万3,000円ということで、これにつきましては小川小学校の電話機の交換ということで、小学校の電話機につきましては、本体が16年以上経過しているということで、老朽化していることと、それとコードレスの電話を使っているんですけど、それが不具合が生じているということで、今回機器をかえたいということでお願いするものであります。

次に27ページに入りまして、中学校費の1目、学校管理費、7節、賃金、27万3,000円、これにつきましては長谷毛原中学校の部分でございます、長谷毛原中学校につきましては小規模校ということで、教頭とか事務とかの職員がおらない状態で、公務員さんということで、その部分カバーしていただいている部分がありまして、今までは午前中に公務をやっていただいておりますが、何分、先生が屋外というんですか、運動場とか体育館へ出ていくことが、昼からの授業になると多いので、どうしても昼から学校の電話等を聞く人がおらなくなるという中で、公務員さんに昼からも2時間程度お願いするというので、今回賃金の補正をお願いするものでございます。

18節の備品購入費でございます。野上中学校の、これも電話の交換ということで、これにつきましても電話機本体が19年経過しているということで、同じくコードレスの電話機等の不具合が生じて、先生との連絡がつきにくいとかということになっております。ということで今回この部分も機器をやりかえたいということで、お願いするもの

であります。

ほかの備品等につきましては、当初、学校等に要望書を出していただいて対応するよ
うな形でやっておりますので、御理解いただきたいと思います。

(総務学事課長 中尾隆司君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 13番、美濃良和君。

○13番 (美濃良和君) 答弁漏れです。1つは16ページの消火栓をどこにする
のかという場所を聞いたんですが、そこについての答弁がありませんでした。

26～27ページの学校のところなんですけども、電話とか公務員さんのことがある
けれども、ほかに要望とか、そういう問題はないのかということについての答弁はなか
ったと思います。

○議長 (加納国孝君) 総務課長、井上君。

○総務課長 (井上 章君) 大変失礼いたしました。

消火栓の設置場所は、国道370号線沿いの神野市場の新谷クリニック前というこ
とで、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長 (加納国孝君) 総務学事課長、中尾君。

○総務学事課長 (中尾隆司君) 学校等の備品の関係でございます。先ほども少し
言ったんですが、当初各学校から要望をいただいて、それに対応しているということで、
今後どうしても欲しいというような形で要望があれば、また検討していくということで、
現在のところ、何とか対応できているというようなところでございます。

以上です。

○議長 (加納国孝君) 13番、美濃良和君。

○13番 (美濃良和君) 12ページの農林水産業費の中の小規模土地改良事業分
担金、水路に関する15%の分担金なんですけども、これについては関係する方々はこ
れで納得をされているのか。そういうところについて、お伺いしたいと思います。

何にしても、これがために工事の要望もできやんということになってはならないし、
町としても産業対策、いろいろと考えていただいていると思うんですけども、なかな
か手詰まりの状況になっているというふうなところにも関係しているんじゃないかと、
そのように心配するんですけども、その辺のところをもう一度、お伺いしたいと思いま
す。

16ページの自治振興費の中の集会所なんですが、造成費に1,000万円と工事費に1,995万円、測量とか事務関係で200万円ほどのようなんですが、集会所における土地の問題とか、その辺はどういうふうにと申しますか、特に合併前は、それぞれ町によって、どこまで町が負担するのかとか、そういうところがまちまちであったと思いますけれども、現在統一されてどこまでが町がやると、そのところはもうどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

消火栓なんですけども、非常に近いところにもう1本あるんですね。このところ、あえてもう1本つけるについて、お伺いいたします。

17ページの国民年金のところでの臨時雇用については、正職員と臨時職員では仕事内容が違っていると、こういうことでよろしいのですね。もう一度確認しておきたいと思います。

次に18ページの長谷毛原健康センターのところのボイラーの修繕なんですけども、このところは、あの施設は一般地域の方々とディサービスにお貸ししていると。そういうところで修繕料というのは、民間のところに関するところの修繕料に当たるわけですね。もう一度、これについても確認をしておきたいと思います。

学校も、またそういうことで要望があればということなので、以上よろしくお願います。

○議長（加納国孝君） 建設課長、山本君。

○建設課長（山本広幸君） 美濃議員の再質疑にお答えします。

小規模土地改良事業の負担金の問題でございますが、関係する水利組合が納得しているのかということと思いますが、この件につきましては、事業を県へ要望する際には、当然水利組合の関係者とは打ち合わせをしまして、今年は大体どれぐらいの事業費で、どれぐらいの負担金が要りますよということについては了解をさせていただいております。その上での補助交付申請を行っているところでございます。

15%の負担金が要るのであれば、ほかの人は工事の要望をようしないのではないかとということですが、小規模と言えども中ぐらいの規模の工事になっております。もっと小規模な工事につきましては、今、原材料支給ということで、U型の側溝やパイプ、それから生コン支給等を行っているところでございますので、そのほうを利用していただいているというのが現実でございます。

この負担金をなくすということになれば、ほかの人も負担金が要らなければ、これだ

けの要望ではおさまらないと思います。田だけではなしに、畑関係の灌水関係から、いろんな要望が出てくると思います。とても收拾がつかないような状態になると思いますので、今の15%の負担金については必要だと私は思っております。

以上でございます。

○議長（加納国孝君） 総務課長、井上君。

○総務課長（井上 章君） 美濃議員の再質疑、1点目、集会所の役割分担というんですか、どういうふうな形でという進め方ですが、基本は、土地につきましては地元の方々をお願いをさせていただいて、建設は町でと、こういう基本でございます。

消火栓の新設でございますけれども、地元の分団長さんの要望によりまして、消防力のアップというんですか、そういうことで新設をお願いするものでございます。

臨時と正職員の仕事が明確に違うのかということでございます。当然、事務補助というような形で、臨時の方にはお願いをしておるところでございます。仕事によりましては、お客さん等の対応でも、同じような対応も出てくる場面もございますけれども、原則はそういうことでお願いしておるところです。

臨時と正職員の仕事の内容ということで、事務の仕事であれば、事務補助というような形でお願いをしておるところでございます。同じように役場の中で座っておりますので、正職員と同じような対応もしていただく場面もございますが、基本はそういう事務補助というような形でお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（加納国孝君） 保健福祉課長、山本君。

○保健福祉課長（山本倉造君） ボイラーの件でございます。ボイラーは特定の民間の方だけの専用かということでございますが、ボイラーそのものは建設当初から設置されていたものでありまして、条例により使用していただけるものと考えています。

○議長（加納国孝君） 13番、美濃良和君。

○13番（美濃良和君） 12ページの、先ほど課長のほうからも丁寧に説明いただいたんですけども、町長どうですか、そういうふうにゼロにすれば、際限なく要望が来るというところで、こういうふうな基準を入れているんだということなんですけども、基準のところと農地の保持、または産業としての農業をどう生かすのかという問題は、若干違うところが、一緒になってくると、こういうふうな矛盾もあるように思うんですけども、しかし何にしても農業の振興というのは、町としても図っていかなければなら

んと思うんですね。

いみじくも課長言われたように、15%の基準を外せば、それがもう際限なく来るということは、それだけたくさん要望があるというふうにもとれるわけなんですね。町としても何とかしたいという気持ちはありながら、そのこのところの矛盾でとまっているとするならば、何らかの形で農業振興、荒らすのではなくて、耕作をしてもらえるようにどうするのか、工事の申請がしたくてもできないのではなくて、できるような形をどのようにとっていくのかということについて、今非常に矛盾のあるところにとまっているのですが、その辺についての見解を、一遍にいかん問題であると思いますけども、お伺いしたいと思います。

15～16ページの自治振興費の集会所なんですけども、造成費の1,000万円というのは、土地は地元ということならば、そのこのところはどうなっているんですか。もう一回伺いたいと思います。

消火栓の問題ですけども、大事な消防の関係でありますので、お伺いしますけども、平等ということについて、全体的に紀美野町も大変広いところで、いろんな矛盾というのですか、小規模のところもあれば、大変困っているところもあると思います。こういう大事なものであるだけに、平等ということが前提のことについて、お願いしたいと思います。これは要望としておきます。

17ページの臨時雇用なんですけども、これについて、基本的には正職員と臨時職員とは別なんだということでありますけれども、実際のところは、運用上は難しいんだというのは、課長の答弁だったと思います。そういうややこしいところは、本来ならば臨時職員を入れるというのがおかしいのであって、正職員にしていかなければならんんじゃないかと。大変いろんな点で厳しいんですけれども、その辺のところはどうであるのか、お伺いしておきたいと思います。

ちょっとわからなかったのは長谷毛原健康センターなんですけども、昔からあるボイラーなので、地域の方々の利用するものということであつたんですか。その辺が、どちらが使っているのかわかりにくいものと言ったのか。その辺をもう一度、お伺いしておきたいと思います。

以上よろしく申し上げます。

○議長（加納国孝君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 美濃議員の再々質疑にお答えをいたします。

美濃議員のおっしゃられるとおり、農業振興の小規模土地改良等々の分担金の問題、これについてはおっしゃられることはわかるんですが、行政といたしましては、やるべきものはやる、そしてまた、受益者負担をしていただくものはしていただくということで、ここらの見きわめをピシッとつけていかんと、何もかも町がやるんですよというのでは、やはりこの行政は成り立っていかないというふうに思います。

したがいまして、議員の皆さん方に御承認をいただきました農業機械の購入支援と、そうしたことについては堂々とやっていく。しかしこうした受益者負担を伴うものについては、やはりそれはそれで負担をしていただくということで、ひとつ今後ともよろしくお願いをいたしたいと思います。

職員の正職員と臨時職員の問題、これにつきましては雇用形態が全く違います。それに伴いまして職種というんですか、仕事の内容も違ってくる。正職員は正の仕事をしていただいて、臨時職員は臨時職としての事務補助ということで、ここらははっきりしていかないとならんというふうに思っております。

そんな中でございますが、今、国のほうでは経済対策で臨時雇用対策ということで、補助金をつけてきております。そんな中で、いかにこれを活用しながら、正職員は正職員、臨時職は臨時職と、そうした区分をしながらこれを利用していきたい、そういうふうに思っておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

あとは課長のほうから説明させていただきます。

○議長（加納国孝君） 総務課長、井上君。

○総務課長（井上 章君） 私のほうから、集会所の建設にかかる費用の中身でございます。土地提供は当然地元、建設にかかる費用を町でということで、建設にかかる費用としては、建築はもちろんでございますけれども、造成、あるいは先ほど私、測量試験と申しましたが、設計の費用ということで、訂正をさせていただきたいのですが、建設にかかる費用は町が負担するというので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（加納国孝君） 保健福祉課長、山本君。

○保健福祉課長（山本倉造君） ボイラーですが、特定の者が占有ということではなくて、地域の人でも使用していただけるものでございます。

○議長（加納国孝君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで質疑を終わります。

これから議案第36号に対し、討論を行います。

反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

10時45分から再開します。

休 憩

(午前10時31分)

再 開

○議長(加納国孝君) 再開します。

(午前10時47分)

○議長(加納国孝君) 本日の日程の議案は6月補正予算についてでありますので、その点理解の上、質疑をお願いします。

議案の説明については6月7日に済んでいますので、本日の質疑の時には、個別の内容について、質問、要望等はしないようにお願いします。

◎日程第4 議案第37号 平成23年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について

○議長(加納国孝君) 日程第4、議案第37号、平成23年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について、議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) これで質疑を終わります。

これから議案第37号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第38号 平成23年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算
(第1号)について

○議長(加納国孝君) 日程第5、議案第38号、平成23年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について、議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) これで質疑を終わります。

これから議案第38号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第39号 平成23年度紀美野町上水道事業会計補正予算(第1号)に

ついて

○議長（加納国孝君） 日程第6、議案第39号、平成23年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第1号）について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで質疑を終わります。

これから議案第39号に対し、討論を行います。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 陳情第1号 長谷地区集会所の改築について

○議長（加納国孝君） 日程第7、陳情第1号、長谷地区集会所の改築について、議題とします。

陳情について、委員長の審査経過、結果の報告を願います。

総務文教常任委員長、上北よしえ君。

（総務文教常任委員長 上北よしえ君 登壇）

○総務文教常任委員長（上北よしえ君） ただいまから、総務文教常任委員長報告を行います。

付託を受けております、陳情第1号、長谷地区集会所の改築について、慎重に審査を行いました、その結果を御報告します。

陳情内容につきましては、この集会所は、ふれあいサロン事業・子ども会及び老人会行事・自治会会合など、地区集会所のほとんどがこの施設を利用しているとのことでありますが、昭和53年に建築されたもので、老朽化が進んでいる上、耐震基準を満たして

いない可能性があり、敷地の一部に地すべりの危険性もあり、災害時の避難所としての機能が果たせない状況であること、また進入路が狭く、駐車スペースも自動車3台が限度で、非常に不便な状況であることなどから、別の場所に建てかえが必要であるとのことであります。

現場調査を実施した後、慎重に審査をした結果、現状は陳情書のとおりであり、用地については地元で購入予定、造成費についても、地元負担の準備ができているとのことでありますので、別の場所に建てかえることが望ましいとの判断に決しました。

以上により、陳情第1号は採択すべきとの結論に達しました。

以上で報告を終わります。

(総務文教常任委員長 上北よしえ君 降壇)

○議長（加納国孝君） 委員長の報告が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで質疑を終わります。

これから陳情第1号について、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで討論を終わります。

これから陳情第1号を採決します。

陳情第1号に対する委員長報告は採択です。

委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択と決定しました。

◎日程第8 議員派遣の件

○議長（加納国孝君） 日程第8、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付のとおり、派遣することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣については原案のとおり派遣することに決定しました。

◎日程第 9 閉会中の継続調査の申し出について(総務文教常任委員会)

◎日程第 10 閉会中の継続調査の申し出について(産業建設常任委員会)

◎日程第 11 閉会中の継続調査の申し出について(議会運営委員会)

○議長(加納国孝君) 日程第9、日程第10及び日程第11、委員会の閉会中の継続調査の申し出について、一括議題とします。

初めに総務文教常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) 異議なしと認めます。

したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に産業建設常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) 異議なしと認めます。

したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に議会運営委員長から、次期定例会までの間に開かれる臨時会を含む会期日程等の議会運営に関するすべての事項について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

本定例会に付された事件はすべて終了しました。

したがって会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

閉 会

○議長（加納国孝君） これで本日の会議を閉じます。

平成23年第2回紀美野町議会定例会を閉会します。

（午前11時00分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成23年6月17日

議 長 加 納 国 孝

議 員 田 代 哲 郎

議 員 小 椋 孝 一